⑽　守秘義務の遵守などについて社内の規則で明記していること。
⑾　国営沖縄記念公園事務所で実施した「国営沖縄記念公園管理運営方針等策定業務」の受託者でないこと。
３）業務形態
⑴　構成員の分担業務が、業務の内容により、共同体協定書において明らかであること。
⑵　共同体の構成員のうち一企業が、上記に掲げる複数の業務を兼ねて実施することを妨げない。また、業務対象の範囲を明確にしたうえで、共同体の構成員の間で分担することも妨げない。
４）代表者要件　構成員において決定された代表者が、共同体協定書において明らかであること。
５）共同体の協定書　共同体の協定書が、共同体協定書によるものであること。
５　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む共同体の取り扱い
４　２）⑷の条件を満たさない者を構成員に含む共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、共同体としての資格が認定されるためには、４　２）⑷の条件を満たさない構成員が、当該業務に係る企画書の提出時までに４　２）⑷の条件を満たすことが必要である。また、この場合において、４　２）⑷の条件を満たさない構成員が、当該業務に係る企画書の提出時までに４　２）⑷の条件を満たしていないときは、共同体としての資格がないと認定する。
６　資格審査結果の通知
「競争参加資格認定通知書」により通知する。
７　資格の有効期間
６の共同体としての資格の有効期限は、共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。
８　その他
１）共同体の名称は、「H24―26国営沖縄記念公園運営維持管理業務○○・□□共同体」とする。
２）当該業務に係る入札手続きに参加するためには、企画書の提出の時において、共同体としての資格の認定を受けていなければならない。

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第１６０号
奈良県香芝市下田東１丁目319番地の５、前住所大阪市生野区小路東１丁目７番19号　ＧＬＳ小路東301
債務者　青木　謙友
１　決定年月日時　平成23年６月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　髙橋　和宏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月26日午前10時20分
５　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１６２９号
札幌市東区北41条東15丁目２番25―208号
債務者　後藤　一弘
１　決定年月日時　平成23年６月22日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高杉　　眞
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月20日午後２時
５　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６９９号
札幌市豊平区平岸８条13丁目１番22―102号
債務者　野口　　孝
１　決定年月日時　平成23年６月22日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　関口　和矢
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月20日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５７号
静岡市葵区上新富町１－１　ミュールパレ303号、住民票上の住所群馬県桐生市永楽町６番12号
債務者　小林　憲克
１　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　青島　伸雄
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月13日午前10時
５　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８４号
長崎県諫早市多良見町シーサイド20番地399、前住所長崎県諫早市平山町60番地２
債務者　桑原　義則
１　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　飯田　直樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月21日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第２７４号
石川県羽咋市千里浜町ル２―４　フォーレストヒルズ201号、住民票上の住所石川県かほく市七窪ロ37番地１
債務者　澤本　能文
１　決定年月日時　平成23年６月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山村　三信
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月22日午前11時５分
５　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２８８号
熊本市大江１丁目５番32号
債務者　田尻　康博
１　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三浦　宏之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月16日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１５２１号
名古屋市昭和区広路町字石坂５番地の４　アーバンドエル八事石坂802号
債務者　林　　早苗
１　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　加塚　裕師
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月４日午前10時40分
５　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５０号
山口県岩国市周東町西長野694番地14
債務者　小川　栄治
１　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　白木健太朗
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月13日午前11時
５　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第１３１６号
横浜市神奈川区三ツ沢中町17番38号　中町サンハウス101号
債務者　知念　　誠
１　決定年月日時　平成23年６月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤　宣子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月22日午後２時
５　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３９１号
横浜市鶴見区東寺尾３丁目７番26―308号
債務者　原田光仁こと　黄　　光仁
１　決定年月日時　平成23年６月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高岡　輝征
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月22日午前10時40分
５　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５１号
三重県伊勢市宇治浦田３丁目１番５号
債務者　堤　　静文
１　決定年月日時　平成23年６月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　浅尾　光弘
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月21日午前10時
５　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係